

第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 群馬県が行う文化財の保存・活用等の計画

文化財の保存・活用の基本方針を踏まえ、群馬県として行う事業の計画や将来的な取組について以下に記す。

(1) 地域の文化財の把握と適切な保存・活用の推進

① 文化財の把握に向けた調査

- ・県指定に向けた調査や全県的調査が必要な分野について、短期的・中長期的な計画を立案し実施する。

群馬県教育委員会では、これまでに中世城館や近代化遺産、歴史の道、近代和風建築などについての総合的な調査を行い、これらの成果を基に文化財指定を進めてきた。近年でも、全県を網羅した調査として、平成24～28年(2012～2016)に古墳総合調査、平成26～28年(2014～2016)に無形の民俗文化財「ぐんまの粉食文化・オキリコミ」の調査を実施した。また、県が直接管理する史跡上野国分寺跡では第二期整備をめざして平成24～28年度(2014～2016)に発掘調査を実施した(資料3参照)。

令和元年度からは、「ぐんまの寺社魅力発掘・発信」事業として、群馬県内の装飾が優れている寺社の建築や、そこに伝わる伝統行事等の調査を行い、その成果を文化財指定や郷土学習、観光振興に活かしていく予定である。

各専門分野における調査としては、文化財保護審議会専門部会による指定候補文化財の調査を概ね年2回実施し、その中から、次世代に伝えるべき特に重要な価値を有するものを県指定文化財としている。

群馬県では教育委員会のほかに、知事部局の世界遺産課が「富岡製糸場と絹産業遺産群」や日本遺産「かかあ天下一ぐんまの絹物語」、平成23年度に創設した「ぐんま絹遺産」に関する調査研究を実施している。

今後は、実態が不明確なため指定が進んでいない分野や、損壊や滅失の危険性が高くなっている文化財について悉皆的な調査を行う必要がある。特に古文書や歴史資料、有形の民俗文化財、近代の養蚕農家等は危険性が高く、市町村や民間団体等と連携しながら計画的に実施していく。文化財保護審議会専門部会委員の調査とともに、外部の専門機関・専門家・大学等への調査委託も考慮し、短期的・中長期的な計画の立案と、それを遂行するための予算確保に努めていく。



古墳総合調査（沼田市奈良古墳群）



近世寺社調査（前橋市産泰神社）

② 指定等による保護

- ・国や県指定にふさわしい価値を持つ文化財については、所有者や市町村等と調整し、指定等に向けた取組を推進していく。
- ・建造物や史跡・名勝・天然記念物については、指定文化財の周辺環境や景観にも考慮して保護の対策を取る。

文化財の指定は、文化財を保護する基本的な方法で、法律や条例によって現状変更の制限等の規制をする制度であり、その価値に応じて国・県・市町村の指定を受けるものである。国指定文化財の修理等については、所有者や管理団体への国の補助制度があり、県でも国・県指定文化財に係る補助制度を設け、文化財の保存・活用を支援している。文化財を保護する上で実効性の高い手段であり、ふさわしい価値を持つ文化財については、積極的に指定を進めていく。また、国には文化財の登録制度という、指定制度よりも規制が緩やかな保護の制度があり、こちらについても制度の活用を推進する。

群馬県は、近世以降養蚕が盛んとなり、世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、養蚕に関する有形・無形の文化財が、本県を特徴付けるものとして今後の活用が期待されている。世界遺産課が所管する「ぐんま絹遺産」についても、各資産の内容や価値付けを検討し、指定やランクアップにつなげるよう協力していく。

この他にも、県内には国・県指定にふさわしい文化財が多数残されており、それらを指定につなげる取組を推進していく。平成30年（2018）に国的重要文化財に指定された太田市曹源寺の栄螺堂は、県の補助事業による修復後に指定を受けたものである。前橋市の臨江閣と塩原家住宅、高崎市の旧新町紡績所も、前橋市や高崎市による調査や修理が行われたのちに国重要文化財に指定された。調査によって判明した新たな価値や、修理・整備による価値の磨き上げが国の指定につながった好例であり、今後も指定を視野に入れた計画的な保存整備や調査を行っていく。

指定・登録を受けている建造物や史跡・名勝・天然記念物については、所有者や管理団体に対し、確実な保存と効果的な活用を見据え、周辺の環境や景観とあわせた保護策の検討を促していく。特に世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」についてはその価値を損なわないために緩衝地帯を確保することが求められており、それぞれの資産において適切な保護の対策が取れるよう支援していく。



国重要文化財 曹源寺栄螺堂（太田市）



国重要文化財 臨江閣別館（前橋市）

③ 適切な修理・整備の実施

- ・所有者や管理団体が行う国・県指定文化財の修理や整備事業に関し、財政面での支援とあわせて、それに伴う指導・助言等の支援を行う。
- ・国・県指定文化財の修理や整備に対する需要の実態を把握し、中・長期的な計画を立案してその着実な実施に努める。

県教育委員会は、国・県指定文化財の保存修理や整備に関し、事業者や地元市町村と連携を図り、事業の円滑な進捗やその後の適切な管理活用が行えるよう支援を行っている。それらの事業に対しては国と県の補助制度があり、財政面からも事業者である所有者、管理団体等を支援している。

補助金の交付は、国指定文化財は原則国庫補助が50%であるが、過疎地をその区域とする市町村は65%、個人法人が事業者となる場合は補助率が最大85%まで上乗せされる。県の補助制度では、県指定文化財の保存修理に対して補助金を交付しているほか、国の補助事業に採択された事業に対しても一部補助している。

大規模な建造物の修理や史跡の整備には多額の経費がかかるため、毎年県内市町村に対して今後数年間の計画について照会し、財政状況や修理の緊急性等を勘案して計画的に事業を進めるよう努める。

④ 活用と情報発信の強化

- ・県や市町村、民間団体等が連携して文化財の活用や情報発信を行う。
- ・多様な媒体を利用した幅広い情報発信を行う。
- ・県が直接管理する文化財の活用と情報発信に努める。

群馬県では、教育委員会をはじめ、知事部局の世界遺産課や文化振興課、観光物産課、広報課等の関係各課で文化財の活用や情報発信を行っている。

県立歴史博物館では、常設展示と年3回の企画展により、本県の歴史を分かりやすく展示している。展示品には指定文化財も多数含まれ、その中でも東国古墳文化展示室を彩る国指定重要文化財である綿貫觀音山古墳出土品は圧巻であり、観覧者に本県の歴史の豊かさを印象付けている。

文化振興課は、東国文化周知事業として、中学生に向けた東国文化副読本の作成や、古墳フェスタ等のイベントの開催、民間団体と連携した各種情報発信等を行っている。世界遺産課は、富岡製糸場を始めとする世界遺産を構成する4資産や日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語」、ぐんま絹遺産に関する活用や情報発信を行っている。現在世界遺産センターを整備中であり、令和2年の完成後は、ここを拠点に地元の市町と連携しながら、専門家や民間団体と一緒に調査研究と情報発信を行う予定である。

教育委員会では、文化財保護課が所管する上野国分寺跡（前橋市・高崎市 国史跡）や觀音山古墳（高崎市 国史跡）、埋蔵文化財調査センター等を活用した情報発信事業を行い、いずれも学校教育や社会教育の場として利用されている。また、これまでに実施した各種の調査成果を基に一般向けの冊子やパンフレット、小学校教員向けの指導マニュアル、スマートフォン用のアプリ

等を作成し、調査成果の活用と情報発信を行っている。平成 31 年度（2019）から開始した県内の寺社の調査でも、多言語のパンフレットやアプリを作成する予定である。また県立文書館でも、収蔵する文書を中心とした展示や、古文書講座や講演会の開催等の普及啓発事業を行っている。県立図書館では、蚕糸業に関する資料や絵図・古地図・古写真等の地域の資料を積極的に収集・保存するとともに、それらをデジタルアーカイブ化してホームページで公開し、広範な活用と情報発信を図っている。

この他、管財課が管理している国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（前橋市）は、現役の施設として利用されているが、多くのテレビドラマ等のロケ地としても知られている。

かつては、史跡現地の見学や博物館展示等での活用、紙媒体による情報発信が主体であったが、現在ではホームページやスマートフォン等による文化財情報の活用や発信が盛んになってきている。既にいくつかの専用ホームページやスマートフォン用のアプリを作成し公開しており、それらを活用した情報発信にも力を入れていく。そうして得た情報に導かれたより多くの人が、現地を訪れて本物に触れるような仕組みを構築する。



国史跡 観音山古墳（高崎市）を活用した校外学習



群馬県埋蔵文化財調査センター発掘情報館

（2）文化財の保存・活用の体制強化

① 人材育成

- ・県の文化財保護行政を担う専門職員を継続的に確保し、各種研修への参加や人事異動により、幅広い知識と見識を持つ人材の育成を目指す。
- ・市町村の体制整備や専門職員の育成、地域住民等と連携した地域の担い手育成等の取組を支援していく。
- ・地元大学や機関、企業・団体との連携を推進する。

県の文化財行政は、考古学を専門とする選考採用職員を軸に、一般行政職と教員籍の職員が担当している。選考採用職員は、長期間新規採用がなされなかつたため、年齢構成が 40 代から 50 代に偏っており、その知識と経験、技能を継承することが難しい状況にある。県教育委員会では、このような年齢構成の偏りを是正し、将来にわたって文化財保護を適正に行えるように、平成 25 年から新規に専門職員の採用を始めている。平成 30 年度（2018）までに 3 人を採用したが、今後も継続して職員の採用に努めていく。

これらの職員には、文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種会議、研修会への

参加を通して、幅広い分野の知識や技能を習得させていく。また、将来、本県の文化財保護行政全般を支えていく人材としての成長が望まれることから、文化財保護課、埋蔵文化財調査事業団だけでなく、県立歴史博物館、県立文書館、県立図書館、知事部局で文化財保存・活用を担う文化振興課やその他の部局での業務経験をつみ、文化財の保護と活用の幅広い見識を持つ人材として育成していく。この他の分野を専門とする職員についても県立の各種博物館の学芸員として採用するなどして確保に努めるとともに、教育委員会及び知事部局に在職する各分野の専門教育を受けている人材を把握し、必要に応じて関係部局に配置できる体制を整える。

市町村においても、専門職員の配置を含む体制整備やその後の人材育成が重要であり、人事交流等も含め、県としてもその取組を支援していく。また、地域住民、民間団体等と連携した地域の文化財の担い手の育成についても、市町村に協力して取組んでいく。

県内での専門職員不足に至った要因の1つとして、地元大学との連携の希薄化をあげができる。群馬県の現在の埋蔵文化財の調査や保護の体制の形成は、群馬大学考古学研究室の果たした役割を抜きには語れない。地元大学にも地域の文化や文化財に関わる幅広い専門課程があることから、今後積極的に協力要請を行い文化財の専門人材の育成の面でも連携を深めていく。

② 庁内の連携強化

- ・県政の振興に向けた効果的な保存・活用を行うため、庁内関係部局のより一層の連携を図る。

今後の文化財の保存・活用や情報発信の取組は、庁内の関係する担当部局が連携して行い、より一層の効果を上げるよう努める必要がある。文化財の調査や修理・整備は文化財保護課が担当し、調査成果や修理・整備により磨き上げられた文化財を知事部局の担当課がそれぞれの事業で活用することで、文化財が持つ本物の価値や魅力を十分に発信することができる。県の総合計画でも、県政の多くの場面で文化財の活用が期待されており、県政の目的達成に向け、関係部局で連携して効果的に施策を進めていくことが求められている。今後、文化財保護課が中心となって、関係部局間での情報共有と協力体制を検討する協議会等の設立を目指す。

③ 学校連携

- ・県が管理する文化財や博物館等の学校教育での活用、副読本やマニュアル等の作成、教職員を対象とした講座や研修の実施、児童・生徒が文化財に触れる機会の提供等によって、子どもたちが郷土の歴史文化に愛着を持ち、地域の担い手となるよう育成を図る。

教育委員会文化財保護課や知事部局の世界遺産課、文化振興課、県立歴史博物館をはじめとする関係機関等で学校との連携事業を行っている。主な内容は、各機関での校外学習や職場体験の受入、出前授業の実施、教職員向けの専門的な講座の開催や研修への協力等である。

文化財保護課は、現役の小学校教員と協力して古墳を活用した校外学習マニュアル「古墳学習プログラム」を作成した。世界遺産課では、児童・生徒が飼育した蚕の繭から取った絹で校旗を作成する取組と、富岡製糸場世界遺産伝道師協会と協力して富岡製糸場の解説や体験学習等を行う学校キャラバンからなる絹文化継承プログラムを実施している。文化振興課では、郷土の歴史や

文化を紹介した東国文化副読本を作成し、県内の中学1年生に配布するとともにモデル授業を実施して授業への活用推進を図っている。

また、文化財保護課が行っている「ふるさと群馬のたからもの」文化財の絵コンクールと、文化振興課が行っている「東国文化自由研究」は、県内の多くの児童・生徒が夏休みの課題として取組んでおり、身近な文化財への興味・関心を持つきっかけとなるものと期待される。郷土かるたである「上毛かるた」は、県内の小・中学校の授業で取り上げられ、競技会が開催されるなど、児童・生徒にとって非常に身近な存在であり、郷土の歴史や文化に触れる第一歩となるとともに、群馬県人としてのアイデンティティーの形成に強く寄与している。旧市町村や小学校を単位とした郷土かるたも多く、地域学習の一環として活用されている。

これらの取組は、文化財を学校教育に活用することで子どもたちが本県の歴史や文化の価値を認識し、将来へ継承していくという意識の醸成を目的とし、将来的な地域の担い手として育成を図るものである。



学校キャラバンの様子



文化財の絵コンクールの入賞作品

2 群馬県が重点的に取り組むテーマ

これまで述べてきた本県の文化財保存・活用の方針や取組を踏まえ、以下の4点を県が優先的に取り組むテーマとする。

(1) 未指定文化財を含む文化財総体の把握

改正文化財保護法では、指定・未指定にかかわらず、域内の文化財の総合的な把握を行った上で、保存・活用のための必要な措置を取るとしている。そのためには、調査が不十分で指定が進んでいない文化財について、悉皆的な調査が必要である。市町村が作成する地域計画では域内の文化財を把握するための調査について記載することとなっており、これと連携して未指定のものを含めた調査を進めていく。調査に係る経費は国庫補助の対象となっており、県としても、計画段階から指導助言を行い、外部の専門人材の紹介など、市町村の取組を積極的に支援していく。

(2) 国・県指定文化財の保存・活用の推進

文化財の地域づくりへの活用を考えた場合、国・県指定文化財は、その有力な資源となるものであり、市町村と連携して、定期的な修理・整備による確実な保存と、積極的な活用を促していく。県でも、教育委員会が国指定史跡の観音山古墳（高崎市）・上野国分寺跡（前橋市・高崎市）を直接管理し、一般に公開している。この他、県が所有もしくは管理している重要文化財の美術工芸

品や考古資料等を、文書館や歴史博物館、自然史博物館、近代美術館、埋蔵文化財調査センター等で管理し、展示等に活用している。

このうち上野国分寺跡は、平成24年度（2012）から整備に向けた調査を行い、伽藍配置が従来の想定とは異なっていたことが判明するなどの成果が得られた。今後調査成果に基づき、効果的な活用方法を検討していく。



国史跡 上野国分寺跡（高崎市 遠景は榛名山）

（3）蚕糸業を基盤とする各種文化財の調査と保存・活用の推進

本県の歴史文化の特徴として、近世から近代にかけて、蚕糸業の隆盛が文化や産業など多方面に影響を及ぼしてきたことがあげられる。関連する文化財は有形・無形を問わず多岐にわたり、近代養蚕農家や養蚕に関連する民俗資料・古文書・歴史資料等、調査研究が必要な分野も多く残されている。世界遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」を筆頭に、群馬県を特徴付ける文化財であり、今後一層の調査研究を進め、積極的な保存・活用を図っていく。

県文化財保護課では、その第一歩として令和元年から2か年の予定で、県内の近世寺社についての調査を実施している。群馬県には、養蚕業がもたらした経済力を背景に建造された近世の装飾寺社建築が数多く残されており、それらを訪れることで江戸時代の寺社建築の変遷を知ることができる。これら普遍的な価値を有する文化財の調査の成果は、今後の文化財指定や保存活用に活かしていくほか、積極的な情報発信により本県のイメージアップや観光振興につなげていく。

寺社調査の後には、引き続き近代養蚕農家や養蚕関連の民俗資料等の調査を実施したい。

（4）災害に備えた体制の整備

群馬県は、近年比較的大きな災害が起きていないことから、これまで災害時の文化財の取り扱いや連携体制等の検討が進んでいなかった。しかし、過去には大規模な火山災害や水害に見舞われており、近年多発している台風等の自然災害を考えても、災害への対応策を準備する必要性が高まっている。また、今後文化財の広範な活用を進めるにあたり、人災に対応した防犯体制の強化も必要となってくる。災害への対応は第6章で述べるが、災害発生時の情報収集及び被災文化財の取り扱いマニュアルの作成、文化財防災マップの整備、市町村や文化財所有者・文化庁及び国の関係機関・近隣都県・関連する民間団体等との連携や支援体制等について、具体的な検討を進めていく。